

おおふなと暮らし応援補助金 Q&A（よくある質問と回答）

Q No.	質問 (Q)	回答 (A)
◆申請対象者・年齢・区分に関する要件		
Q1	今年度40歳になりましたが、補助金を申請できますか？	補助金を申請する年度の4月1日時点において39歳以下であれば対象となります。 なお、新築住宅を取得する場合に限り、最初の工事請負契約を締結した日において39歳以下であれば、申請時に40歳になっていても対象となります。
Q2	「移住者」の区分で申請するための要件は何ですか？	令和8年4月1日以降に本市に転入し、直近の転入日から遡って5年以上、本市以外の市区町村に住所を有していた方が対象です。 また、転入日から3年以内に住宅取得等を行った場合又は住宅取得等から1年以内に転入した場合が対象となります。
Q3	夫婦で居住するために住宅を購入します。 申請時に提出する契約書、登記簿、支払証明がすべて夫名義です。年齢要件を満たす妻や、市外から転入する妻（移住者）を申請者として申請できますか？	住宅購入・建築の当初において申請者本人の名義（登記及び契約等）が無い場合は申請を受け付けることができません。

◆子育て世帯加算・同居要件		
Q4	単身（若者区分）で住宅契約・入居した後に結婚し、配偶者（妻）の子（18歳未満）と同居を開始しました。子育て世帯加算（100万円）は適用されますか？	子育て世帯加算の判定は「住宅契約時」ではなく「交付申請書の提出日」時点で行います。 転居後1年以内の申請期間内であり、申請時に配偶者との婚姻関係（又はパートナーシップ・ファミリーシップ関係）及び18歳未満のお子様と同居していれば認められます。 ※養子縁組は不要です。

Q No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q5	住宅を購入・建築し、両親及び18歳未満の弟（妹）と同居して申請する場合、「子育て世帯加算（100万円）」の対象になりますか？	原則として子育て世帯加算の対象外となります（若者基礎額50万円のみ）。 ただし、両親の死亡や重度障害等により両親が養育不能であり、かつ申請者（兄弟等）が経済的に扶養していることが客観的書類で確認できる場合に限り、対象となります。 【特例時の確認書類（例）】 ①両親の養育不能証明 ・戸籍謄本 ・障害者手帳 ・診断書 等 ②経済的扶養証明 ・確定申告書控 ・課税証明書 ・健康保険証（被扶養者） ・児童手当の受給資格証明書 等

◆添付書類・代替書類・手続き上の取扱い

Q6	住宅メーカーや工務店が代理で申請手続き（書類提出）を行うことはできますか？	書類の提出代行は可能ですが、申請主体は住宅を取得した本人（施主等）となります。 交付申請書や誓約書等の署名欄は必ず申請者本人が自署してください。 また、補助金の振込先口座は「申請者本人名義の口座」に限られ、事業者等の口座を指定することはできません。
Q7	代金の支払領収書を紛失した、または口座振込のため領収書が発行されません。どうすればよいですか？	領収書の代わりに以下の「代替書類」を提出することで申請が可能です。 【代替書類（例）】 ・金融機関の「振込金受取書（振込明細書）」又は「振込証明書」 ・ネットバンキングの振込完了画面（振込先、振込額、日時が明記されたもの） ・住宅ローンによる直接実行の場合は金融機関の発行する「融資実行証明書」や「金銭消費貸付契約に基づく出金明細」

Q No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q8	購入した中古住宅が未登記物件であり、売買契約書上は購入総額が全額「土地代」となっています。申請できますか？	本補助金の対象経費は、住宅の建築費又は購入費であり、土地購入費は含まれないことから、申請できません。
Q9	夫婦共有名義で住宅を取得・所有する場合、所有持分に制限はありますか？	取得した住宅の所有権の持分が、世帯員全員（申請者及び同居する世帯員）の合計で「2分の1以上」であることが必要です。 また、登記事項証明書において申請者本人の持分記載（単独又は共有名義）が確認できる必要があります。
Q10	補助金の申請期限はいつまでですか？	申請者が補助対象住宅の所在地に住所を定めた日（住民基本台帳に記録された日）から起算して「1年以内」に申請書類一式を提出する必要があります。 期限を1日でも過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。

◆対象経費の範囲

Q11	外構工事（門扉・カーポート・造園等）や、エアコン・照明器具等の購入・設置費用は補助対象に含まれますか？	外構工事費用及び移動可能な家具・家電製品の購入・設置費は補助対象外となります。 本補助金の対象となるのは、住宅本体（建物に直接固定・附帯する電気・給排水・衛生設備工事等を含む）の建築・購入・改修費用に限られます。 工事請負契約書の内訳書等で外構や家具家電分が分離できる場合は、その額を控除して算定します。
Q12	新築住宅を建てる際に行った「既存建物の解体工事費」は補助対象に含まれますか？	既存建物の解体工事費用は補助対象外となります。 解体工事は住宅本体の建築工事とは別の経費として整理されるため、請負金額から解体費用を除いた金額を基礎として補助額を算定します。

Q No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q13	建築工事の過程で「変更契約（追加工事・減額工事）」が発生した場合、どの金額で申請すればよいですか？	交付申請書の提出時点における最終的な確定契約金額（最終領収金額）を基礎として算定します。 当初の工事請負契約後に変更契約を交わした場合は、当初契約書に加えて「変更工事請負契約書（内訳書）」及び最終的な支払領収書を添付して申請してください。

◆他制度との重複・受領後の返還・処分制限

Q14	親族から中古住宅を購入した場合は補助対象になりますか？	3親等以内の親族からの購入は補助対象外となります。 【対象外となる親族（例）】 父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、叔父・叔母（伯父・伯母）、甥・姪及び配偶者の3親等以内親族
Q15	「大船渡市空き家改修工事補助金」や、国の「みらいエコ住宅2026事業」など他の補助制度と併用することはできますか？	東日本大震災及び令和7年大船渡市大規模林野火災により本市で被災し、被災者生活再建支援金を受給している方は対象外です。 「大船渡市空き家改修工事補助金」を受けた（受ける）場合は併用可能ですが、本補助金の対象経費から空き家補助金の対象経費を除いた額を基礎として補助額を算定します。 国の「みらいエコ住宅2026事業」など国や県の補助金との併用については、本補助金側での制限はありませんので原則併用可能です。 ただし、併用する他の補助制度側で「他自治体の補助金との併用禁止」や「重複対象経費の制限」が設けられている場合がありますので、各補助事業の交付要件をご確認ください。

Q No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q16	補助金を受領した後、市外へ転出した場合、補助金を返還しなければなりませんか？	補助対象住宅への定住を前提とした制度であるため、交付後一定期間（５年間）以内に正当な理由なく転出、住宅の譲渡・売却・貸与・解体等を行った場合は、補助金の全部又は一部の返還を求められます。 なお、やむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ企画調整課へご相談ください。